

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の改正等の概要について

令和2年6月

経済産業省化学物質管理課化学物質リスク評価室

1. 改正の趣旨

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)」は、第一種指定化学物質取扱事業者に対し、第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握及び届出等義務を定めており、当該届出等の方法及び履行期限については「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(以下「規則」という。)」に規定している。

今般の日本における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の第一種指定化学物質取扱事業者より、事業所又は現に化学物質の製造等を行う工場の一時的閉鎖等の事由により、規則に定められた期限内に義務の履行が困難な状況である旨報告を受けている。

この状況に対応するため、規則に届出等の履行期限を延長するための規定を措置し、あわせて令和2年度の届出期限を定める告示を定めるものである。

2. 改正等の対象

- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) (改正)
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)の規定に基づく事由並びに財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件 (新規制定)

3. 具体的な措置内容

- ・ 第一種指定化学物質取扱事業者の届出等について「災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるとき」においては、特例的に「財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が当該事由を勘案して定める期限まで」に提出すれば良いものとし、その旨規定する。

規則第五条第一項ただし書並びに第八条第一項ただし書及び第二項ただし書)

- ・ 令和2年度の届出等期限を延長する事由及び届出期限に関する告示を定める。(新規制定)

対象とする届出等	根拠条項	手続を規定する条項	原則的な届出期限	令和2年度の届出期限
第一種指定化学物質等取扱事業者の事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出	法第5条	規則第5条第1項	毎年度 6月30日	令和2年 7月31日
対応化学物質分類名への変更又は対応化学物質分類名の維持の請求	法第6条第1項又は第8項	規則第8条第1項及び第2項	毎年度 6月30日	令和2年 7月31日

4. 施行期日

公布の日より施行する。